

松阪市地域福祉計画の基本理念と体系

第 1 節 これまでの計画の基本理念を継承する部分

- 第 1 期計画では、「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を基本理念に 5 つの基本目標を掲げ、それぞれ住民、市、社会福祉協議会が取り組むことを地区座談会や 100 人委員会を踏まえた「地域福祉計画編集委員会」による話し合いを経て決定しました。
- 「だれもが主役」という言葉には、「あなた」だけでも「わたし」だけでもなく住民すべてが主人公となっていくことを目指す言葉です。
- これまで福祉といえば、「福祉の世話になる」という言葉に代表されるように市の取り組みが中心でした。しかし、今後高齢化がますます進展し、少子化によって家族や世帯がますます縮小していく中で、福祉はすべての人の課題であり、長い人生のどこかで何らかの形で関わるものに変化していきます。
- こうした変化を受けて、福祉を「特別な人の特別な課題」とするのではなく、住民や住民組織、NPO やボランティア、市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉関係機関といったあらゆる人が協働し、「だれもが主役」となっていくことが必要だという意味で、第 1 期計画の基本理念が定められました。
- 第 2 期計画である「実践プラン」においても、市民の話し合いによって導き出された第 1 期計画の基本理念や基本目標は普遍的に必要なことを示しており、大きく変える必要性は認められないとして「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」という基本理念を継承し取り組みを進めてきました。

第 2 節 第 3 期計画の基本理念と目標

- 第 1 部第 1 章でも見たように、地域福祉の推進に向けて、平成 27 年に厚生労働省が示した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」においては、「すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援体制）」の推進が不可欠とされており、介護保険法において進められてきた「地域包括ケアシステム」の包括的な支援の考え方を、全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度と連携して、多様なニーズを受けとめる「新しい地域包括支援体制」の確立を目指すこととされています（厚生労働省：提供ビジョン）。

- また、平成 28 年に示された「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現（厚生労働省）」の中では「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていくとともに、行政においては、地域づくりの取組みの支援と、公的なサービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備をすすめていく必要があると示されています。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」として、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会が今後目指すべき地域社会であるとしています。
- その後、こうした「『我が事・丸ごと』地域共生社会」づくりの具体的な制度化に向けて、平成 28 年には「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」が設置され、その検討も踏まえ、平成 29 年 5 月「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が改正され、市町村が包括的な支援体制を構築することやそれを地域福祉計画で位置づけることが規定されました。
- 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の実現に向けては、① 地域における住民主体の課題解決と、② 包括的・総合的な相談支援体制の確立の 2 点が示されています。つまり、「『我が事・丸ごと』地域共生社会」は、住民の皆さんの主体的な課題解決と行政による分野を横断した包括的な支援体制の協働によって実現するという考え方です。
- 市の第 1 期計画及び実践プランでは、住民主体の課題解決に重きをおいて、主に住民の皆さんが主体的に行う活動を行政や社会福祉協議会がどのように支援するかという観点から策定されてきました。もちろん、地域のつながりや関係が希薄になる中で、こうした取り組みが最も重要であることは言うまでもありませんが、複雑な課題を抱えた世帯の問題など、住民だけでは解決できない問題を専門職が縦割りではなく一丸となって支えていく体制の構築も第 3 期計画の中で位置づけていく必要があります。
- 以上のことを踏まえると、第 3 期計画の基本目標は① 住民による主体的な地域づくりと、② 専門職による包括的な相談支援体制づくりの二本柱を軸に構成していく必要があります。第 1 期計画及び実践プランの「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」という基本理念を継承しつつ、これに専門職による包括的な相談支援体制づくりの目標を加えた新たな理念を示す必要があります。

我が事・丸ごとの地域づくり

①地域における住民主体の課題解決

住民協議会を中核とした

- ・ 制度や分野にとらわれない地域課題の把握
- ・ 住民団体等による活動への支援
- ・ 公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制

②包括的・総合的な相談支援体制の確立

相談支援機関を中核とした

- ・ 相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制

【基本目標1】

住民の主体的な地域づくり

⇒ 課題を解決するための場づくり

【基本目標2】

包括的な相談支援の体制づくり

⇒ 専門職によるバックアップ体制

【第3期松阪市地域福祉（活動）計画の基本理念】

地域の絆と支援の輪で暮らしを支える安心のまち



〔図2 第3期松阪市地域福祉（活動）計画の基本理念・目標〕

- 松阪市総合計画の10年後の将来像である「ここに住んで良かった… みんな大好き松阪市」、また第1期・第2期計画の基本理念である「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を継承しつつ、専門職による「丸ごと」の支援という考え方を加え、第3期計画では、「**地域の絆と支援の輪で暮らしを支える安心のまち**」を基本理念とし、住民が「住んで良かった」と思えるようなまちづくりと地域福祉の推進を目指します。

第3節 地域共生社会の実現を目指して

- 現在、国は社会福祉の目指すべき姿として「地域共生社会」を掲げています。市では、本計画の基本理念に基づき、住民と専門職が協働して、地域福祉の推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指していきます。
- なお、「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域共生社会を以下のように定義し、

誰もが役割をもって、あらゆる地域や社会活動に参加し、人との関係の中で暮らしていけるような社会の構築をこれからの社会福祉の目指す姿として提示しています。

ニッポン一億総活躍プラン（抜粋）

子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

- 一方、地域共生社会を構築していくことは容易ではありません。多様な価値観や生き方を認め合い、少数者であっても排除しない地域づくりをしていくためには、福祉教育や広報・啓発が一層重要になるだけでなく、行政がそうした価値や生き方が認められるような措置を講じていくことが必要です。例えば、市では、市議会、行政及び関係団体の3者が協力して「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」が制定されていますが、こうした取り組みをいっそう市民に周知するとともに、実際にこの趣旨が実現するよう努力することが必要です。

第4節 第3期松阪市地域福祉（活動）計画体系図

- 第2期計画では、第1期計画の基本理念や基本目標は継承したうえで、基本目標に掲げられていた項目のうち、市全体として取り組んでいく必要があると考える推進内容を「重点施策」として提示し、これらを実際に実践していくことを目指した実践プランとして策定しました。
- 第2節の図2で示したように、第3期計画では、包括的な相談支援の体制づくりを新たに地域福祉計画の柱として加え、「地域の絆」（住民の主体的な地域づくり）と「支援の輪」（包括的な相談支援の体制づくり）を「2つの柱」として市の地域福祉（活動）計画の体系図とします（図3）。

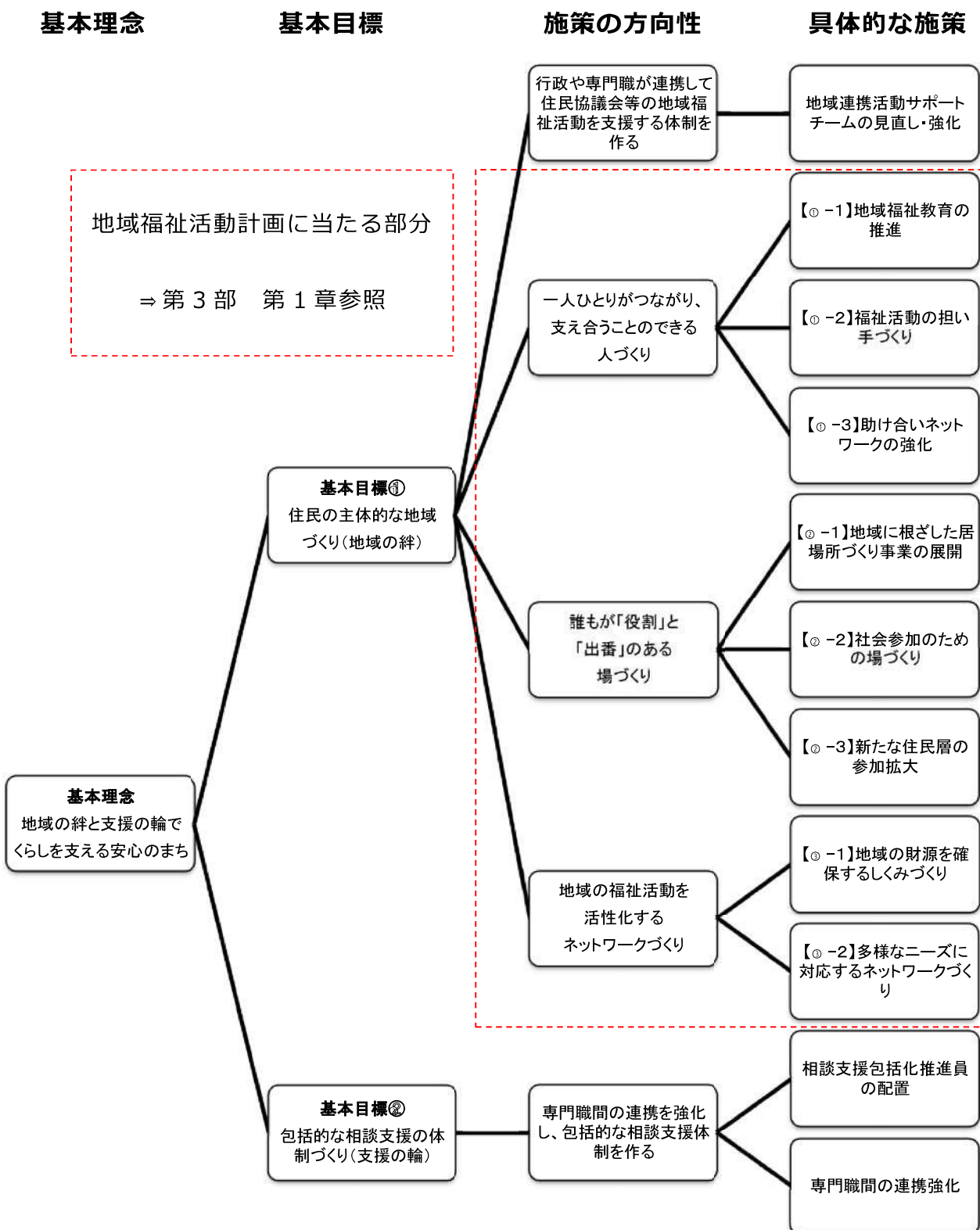


図 3 第3期地域福祉（活動）計画の体系図